

山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所 との連携に関する協定書

山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、農業に関する新たな施策を展開し、山形市が目指す世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現及び農業振興を図ることを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 農業産出額等の基礎調査、プロジェクトチームへの協力等に関すること。
- (2) 中山間地域等における地域農業モデルの創出に関すること。
- (3) その他関連する諸施策、事業推進の連携協力に関すること。

(連絡調整)

第3条 山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて関係者を交え協議するものとする。

(情報保護)

第4条 山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た情報を他に漏らしてはならない。この協定の終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、

この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所が協議のうえ、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、山形市と山形大学農学部・山形大学東北創生研究所それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月13日

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

鶴岡市若葉町1番23号

山形大学農学部

山形大学農学部長 林田 光祐

上山市金瓶字湯尻19番5号

山形大学東北創生研究所

所長 大場 好弘